

Q & A

皆様から寄せられる「よくある質問」について、お答えします。

屋外広告物の規制について

Q 1 屋外広告物の規制の目的は？

A 1 屋外広告物は、私たちに必要な情報を提供するだけでなく、周辺の建物やまちなみと一体となって、都市の個性などを感じさせてくれる都市景観の一部ですが、無秩序に設置・表示されてしまうと、まちの景観を損なうだけでなく、交通安全上の問題が出てくるなどして、市民の方に危害を及ぼすおそれもあります。

このようなことを未然に防止するため、高松市では「高松市屋外広告物条例」および「高松市屋外広告物条例施行規則」を定め、一定のルールに従って、屋外広告物の規制を行い、よりよい都市景観の創出を目指しています。

Q 2 屋外広告物とは？

A 2 次の4つの要件を、全て満たす広告物をいいます。

また、営利的な商業広告だけでなく、非営利的な広告物であっても、これらの要件を満たす場合は、表示内容にかかわらず、屋外広告物となります。

- ・ 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの
- ・ 公衆に表示されるもの
- ・ 看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するもの

具体的には、上記にあるような一般的な広告物以外に、不動産（土地・建物）の管理用看板、車両・船舶等に表示される広告物、工事（土木・建築等）の仮囲いに表示される広告物、選挙ポスター等、屋外に表示される様々な広告物が屋外広告物に該当します。

Q 3 高松市屋外広告物条例の規制のあらましは？

A 3 高松市では、「高松市屋外広告物条例」、「高松市屋外広告物条例施行規則」を定め、一定のルールに従って、屋外広告物の規制を下記のとおり行っております。

- ・ 地域や場所や広告物の面積などによる規制
- ・ 屋外広告業登録制度
- ・ 簡易除却

屋外広告物の許可について

Q 4 すべての広告物に許可が必要なのですか？

A 4 原則として許可が必要になりますが、適用除外（条例第7条）となる広告物もあります。また、禁止地域等の指定もあり、基本的に屋外広告物の設置・表示ができません。

Q 5 自分のお店（土地等）に看板を設置する場合も、許可が必要ですか？

A 5 自分のお店（土地等）の看板（自家用広告物）であっても許可が必要になります。ただし、一定の大きさまでは許可が不要です。

屋外広告業の登録制度について

Q 6 登録制度の導入により、従来の届出制度と比べて、具体的にどのような点が改善されると考えてますか。

A 6 屋外広告業の届出制度では、たとえ屋外広告業者が条例違反行為を繰り返してたとしても、営業上のペナルティーを課すことができませんでしたが、登録制度の導入に併せ、営業停止や登録の取消といった具体的な監督処分の規定を設けたことにより、悪質な業者を排除することが可能となり、ひいては良質な業者の育成につながると考えています。

Q 7 手数料¥10,000円の根拠は？

A 7 登録手数料については、既に条例を改正している他県の事例を参考に、登録に係る事務量を算定し設定しました。

屋外広告業の範囲について

Q 8 建設業者から屋外広告物の設置を下請けした場合はどうなりますか？

A 8 建設業者が、施主から屋外広告物の設置を含めて全体の建設工事を請負っている場合は、元請である建設業者も実際に屋外広告物の設置・施工を行う下請業者も共に屋外広告業の登録が必要です。※元請・下請を問いません。

Q 9 建築物に附帯するいわゆる館名板等についても、施工する場合は登録が必要ですか？

A 9 建築物に附帯するビル名称や企業ロゴも屋外広告物に該当しますので、その設置・施工

を請負う場合には、屋外広告業の登録が必要です。

※単に館名板等を製作するだけの場合は屋外広告業に該当しません。

Q10 国または、地方公共団体から道路標識・案内板等を設置する工事等を請負う場合は、屋外広告業の登録は必要ですか？

A10 必要です。

Q11 建物屋上に屋外広告物を設置する場合、屋外広告物の下地のみ（鉄骨等）を施主から請負う場合は、登録は必要ですか？

A11 必要です。

Q12 広告板・広告塔・アーチ広告などの基礎のみ（基礎コンクリート等）を施主から請負う場合は登録は必要ですか？

A12 必要です。

Q13 自分のお店の看板を自分（自社）で設置する場合も、登録が必要ですか？

A13 必要ありません。

Q14 工事看板（交通案内板・通行規制表示板等）を自分（自社）で道路等に一時的に設置する場合も、登録は必要ですか？

A14 必要ありません。